

花とみどりで優しさあふれる
健やかな三重をつくる条例案（仮称）

素案作成に向けたたたき台（正副委員長案）

目 次

前文	2
1 総則	2
(1) 目的	2
(2) 定義	2
2 基本理念	2
(1) 多様な主体の連携等	2
(2) 県民及び事業者の意識の高揚等	2
(3) 花とみどりの効用の有効活用	3
(4) 良好な景観の形成	3
3 県の責務等	3
(1) 県の責務	3
(2) 県民及び事業者の役割	3
(3) 県と市町との協働	3
4 基本的施策	4
(1) 公共施設等における花とみどりの活用	4
(2) 街路樹文化の振興	4
(3) 花とみどりの文化の振興	4
(4) 園芸福祉の推進	4
(5) 花とみどりの教育の推進	4
(6) 花とみどりの名所づくりの推進	5
(7) 人材育成等	5
(8) 調査研究の推進	5
(9) 気運の醸成	5
(10) 顕彰	5
5 基本計画	5
6 三重県花とみどりの活用推進検討会議	6
(1) 設置及び所掌事務	6
(2) 組織等	6
7 施策の推進	6
(1) 体制の整備	6
(2) 三重県花の日及び三重県植樹の日	7
(3) 財政上の措置	7

前文

- ① 花とみどりをまちづくりや生活に取り入れることの効用（花とみどりの人を癒す効用）に言及
- ② 花とみどりの活用に係る現状に言及
- ③ 花とみどりに係る産業の重要性に触れつつ、地球温暖化などの地球環境の保全や生物の多様性の確保、持続可能な地域社会の形成に資することなど花とみどりの活用の重要性について言及
- ④ 花とみどりで優しさあふれる健やかな三重をつくることの決意に言及

1 総則

(1) 目的

「花とみどりで優しさあふれる健やかな三重をつくること」を条文に適した表現で規定

(2) 定義

花とみどり：鑑賞の用に供される植物及び街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物

※ その他、今後の議論の中で定義規定を置くことが望ましいとされたものや法制執務上定義規定を置くべきものについて規定

(例)

街路樹文化：街路樹その他良好な景観の形成に資する植物に親しむ活動の文化的所産

園芸福祉：花とみどりの人を癒す効用に着目した花とみどりを活用した心身の健康の増進、生きがいつくり等の取組

花とみどりの教育：児童、生徒等に対する花とみどりを活用した教育

2 基本理念

(1) 多様な主体の連携等

花とみどりの活用の推進は、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われること。

(2) 県民及び事業者の意識の高揚等

花とみどりの活用の推進は、県民及び事業者の意識の高揚及び自発的な取組を推進するよう行われること。

(3) 花とみどりの効用の有効活用

花とみどりの活用の推進は、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につながるよう花とみどりの人を癒す効用を生かして行われること。

(4) 良好な景観の形成

花とみどりの活用の推進は、良好な景観の形成に資するよう行われること。

3 県の責務等

(1) 県の責務

基本理念にのっとり、

- ① 花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施すること。
- ② 県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図ること。

(2) 県民及び事業者の役割

基本理念にのっとり、

- ① 花とみどりの活用の意義について理解を深めること。
- ② 日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めること。
- ③ 県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(3) 県と市町との協働

基本理念にのっとり、

- ① 県は、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めること。
- ② 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずること。

4 基本的施策

(1) 公共施設等における花とみどりの活用

- ① 県は、その設置し、又は管理する公共施設において、花とみどりを活用すること。
- ② 県は、県以外が設置し、又は管理する公共施設において、花とみどりが活用されるよう必要な施策を講じるよう努めること。
- ③ 県は、まちづくりにおいて花とみどりが活用されるよう必要な施策を講じるよう努めること。

(2) 街路樹文化の振興

- ① 県は、街路樹文化を振興するため、必要な施策を講ずること。
- ② 県は、その管理する街路樹等が良好な景観の形成に資するよう必要な施策を講じること。
- ③ 県は、県以外の者が管理する街路樹等が良好な景観の形成に資するよう必要な施策を講じるよう努めること。

(3) 花とみどりの文化の振興

県は、花とみどりの文化の振興を図るため、以下の施策を講じるよう努めること。

- ① 日常生活における花とみどりの活用の促進
- ② 花とみどりに関する伝統の継承
- ③ 花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援
- ④ 花とみどりに関する知識等の普及
- ⑤ その他必要な施策

(4) 園芸福祉の推進

県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に発揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずること。

(5) 花とみどりの教育の推進

県は、花とみどりの教育を推進するため、必要な施策を講ずること。

(6) 花とみどりの名所づくりの推進

- ① 県は、花とみどりの名所づくりに努めること。
- ② 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県以外の者に対して、必要な支援を行うよう努めること。

(7) 人材育成等

県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保並びに産業の支援に努めること。

(8) 調査研究の推進

県は、花とみどりの活用の推進を科学的知見に基づき効果的に実施するため、必要な調査及び研究並びにその成果の普及啓発を行うこと。

(9) 気運の醸成

県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めること。

(10) 顕彰

県は、花とみどりの活用の推進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰に努めること。

5 基本計画

- ① 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めること。
- ② 基本計画は、次に掲げる事項について定めること。
 - 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標（できる限り定量的に）
 - 三 基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの
 - 四 そのほか、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ③ 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ検討会議及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経ること。
- ④ 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずること。

- ⑤ 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表すること。
- ⑥ 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表すること。

6 三重県花とみどりの活用推進検討会議

(1) 設置及び所掌事務

- ① 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県花とみどりの活用推進検討会議を置くこと。
- ② 検討会議は、次に掲げる事項について調査審議すること。
 - 一 基本計画に関する事項
 - 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
 - 三 そのほか、知事が必要と認める事項
- ③ 検討会議は、②の事項に関し、知事に意見を述べるができること。

(2) 組織等

- ① 検討会議は、委員●人以内で組織すること。
- ② 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- ③ 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命すること。
- ④ 委員の任期は、二年とすること。
- ⑤ 委員は、再任されることができる。
- ⑥ ①から⑤までに定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めること。

7 施策の推進

(1) 体制の整備

- ① 県は、花とみどりの活用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、国、市町、県民及び事業者が相互に連携し、及び協力することができ、かつ、県内全域において、花とみどりの活用を効果的かつ計画的に推進することができる体制を整備すること。
- ② 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めること。

(2) 三重県花の日及び三重県植樹の日

- ① 三重県花の日及び三重県植樹の日を設ける。
- ② 三重県花の日は●月●日とし、三重県植樹の日は●月●日とする。
- ③ 県は、三重県花の日及び三重県植樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めること。

(3) 財政上の措置

県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。